

国民年金の第三号被保険者制度と 第三号不整合問題について

第三号不整合記録の是正を進めるための法律案が、平成23年11月22日に国会に提出されています。これと並行して、日本年金機構では、第三号不整合記録を有する人の記録を訂正し、年金受給権の確保に向けた対応を進めていくこととなりました。

具体的には、まず過去2年以内に第三号不整合記録を有することが判明した人について、記録訂正に必要な届出の勧奨を行い、国民年金保険料の納付をお願いすることとしています。

第三号被保険者の届出義務

第三号被保険者になったときおよび第三号被保険者でなくなったときには、それぞれの場合に届出が必要です。

①第三号被保険者になったときの届出

配偶者である第二号被保険者に扶養されることになった場合には第三号被保険者になりますので、必ず第三号被保険者に該当する旨の届出を配偶者の勤務する会社（事業主）に提出します。

ただし、配偶者である第二号被保険者が、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格がある場合には、その被扶養配偶者は第三号被保険者とはなりません。

②第三号被保険者でなくなったときの届出

第三号被保険者の年収が増加して130万円以上になると見込まれる場合や配偶者である第二号被保険者が退職などによって厚生年金保険等の加入者でなくなった場合などにより配偶者である第二号被保険者の扶養から外れた場合には、第一号被保険者になります。このような場合には、必ず住所地の市区町村に第一号被保険者への種別変更届を提出してください。



第三号不整合記録への対応

第三号被保険者が第一号被保険者となった場合は、前述のとおり届出が必要となりますが、この届出がもれてしまったため、実際には第一号被保険者であるにもかかわらず、第三号被保険者期間として年金記録が管理されている場合があります（第三号被保険者記録の不整合期間）。

このような届出もれの記録をそのままにしておくと、将来年金を請求する際に過去に遡って本来の第一号被保険者期間に記録訂正が行われますので、保険料未納となって年金額が減額となったり、年金受給資格期間がなくなり無年金者となる可能性があります。

このため、日本年金機構では、不整合期間を有する人を対象に、不整合期間を本来の第一号被保険者期間へ変更し、変更後の年金記録をお知らせしています。

第一号被保険者期間へ変更したことにより保険料の納付が必要となった期間（過去2年以内）については、日本年金機構から国民年金保険料の納付書が送付されますので、最寄りの金融機関などで保険料を納めてください。

詳しくは、**稚内年金事務所**(電話0162-32-1941)または**町民課保健福祉グループ**(電話5-1115 内線160)にお問い合わせください。